

日本における文化的活動の保護と制限をめぐる考察

－文字・活字文化を中心に－

荘山 聖

文化は我々人類にとって必要不可欠なものである。文化は、人々の感受性や人間性を大きく成長させ、人々が人間らしく生きるために非常に重要な役割を果たしている。しかし、文化的活動の中心的なものといえる文字・活字文化は、プライバシーの問題や、差別問題などを生じさせることがあり、出版差止めを受けた書籍やその内容の削除を命じられた事例が存在している。

文字・活字文化とは、活字の読み書きや出版などの活動によって人々に精神的な変化をもたらすものである。その根底には、日本国憲法の第19条と第21条に保障されている「思想・良心の自由」と「表現の自由」が存在している。文字・活字文化に対して制限をかけることは、憲法において最大限の尊重が保障されているこれらの個人の自由や権利の制限につながる可能性がある。ただし、これらの人権も絶対無制約ではなく、憲法上で「公共の福祉に反しない限り」(第13条) 最大限の保障を受けることとされている。文化は人間の精神的成長を促す面がある一方、文化が良い影響だけを与えるとは限らない。そのため、本研究では、文化的活動の自由を保障しつつ、健全な社会を維持するために、活字による文化的活動の制約が許容され得るための考え方を示すことを目的に考察した。

本研究の研究手法は、文献調査である。文字・活字文化の周辺について知るために、文字・活字文化の保護、発展に関する法令や活動、一方でこれを制限する法令等を調査した。また、文字・活字文化に対する制限が問題となった事例をできる限り広範に収集し、いくつかのカテゴリに分類し、考察を行った。

その結果、文字・活字文化の保護に関する法令や活動は数多く存在しており、社会における文化の重要性は一般論としては認識されていた。

しかし、それを制限しようとする法令には、「青少年の健全な育成」や「社会の健全な秩序維持」という大義名分のもとに広範な制約となり得るもの、「差別防止」という曖昧な基準で制約され得る事例があることが明らかとなった。文化とは本来制約されやすいという性質を有していることから、法による最低限の調整も1つの手段であるが、むしろ、文化的活動に携わる関係者が問題状況に目を向け、自主規制基準の策定等の取組に積極的に関わっていくことが肝要である。その際には、青少年保護と差別表現は特に慎重な考慮が必要であり、前者については成人の知る権利を制約しないこと、後者については作品の価値を減殺しないために、作者の意図にも十分配慮すべきであると結論づけた。

(指導教員 石井夏生利)